

新見市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、新見市マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの定義)

第2条 キャラクターの名称及び基本デザインは別表のとおりとし、その展開デザインは、市長が別に定めるものとする。

(キャラクターの権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用基準)

第4条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人でも使用することができる。

- (1) 市のPRに寄与しないものであるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (4) 市が行う事業又は支援等を行う事業を推進するうえで、支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 法令、条例又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (7) 特定の政治、思想、又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- (8) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (9) その他市長がその使用について許可しないことが適切であると認めるとき。

(使用申請等)

第5条 営利を目的としてキャラクターを使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ新見市マスコットキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

- 2 キャラクターを使用できる期間は、2年以内とする。なお、同様の内容を再度申請することは妨げない。
- 3 キャラクターの使用料は、無料とする。
- 4 市長は、第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、新見市マスコットキャラクター使用（変更）許可通知書（様式第2号。以下「許可通知書」という。）により、使用を許可しないときは、新見市マスコットキャラクター使用（変更）不許可通知書（様式第3号。以下「不許可通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) キャラクターの使用に関する権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターを自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (4) キャラクターのイメージを損なうデザイン及び色の改変をしないこと。
- (5) 原則として、物品等には「新見市マスコットキャラクター」又は「にーみん」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- (6) 物品が、市が製造又は販売するものであると誤解されるおそれがないように必要な配慮を行うこと。
- (7) 物品の安全性、品質等について、全ての責任を負うこと。
- (8) キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定または登録しないこと。

(見本品の提出)

第7条 使用者は、使用前に当該使用に係る物品等の完成見本を市長へ提出しなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

- 2 市長は、前項の完成見本が適正でないとする場合は、使用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。
- 3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用の変更許可等)

第8条 使用者が許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ新見市マスコットキャラクター使用変更許可申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、許可通知書により、変更を許可しないときは、不許可通知書により、申請者に通知するものとする。
- 3 第6条及び第7条の規定は、変更を許可した場合において準用する。

(許可の取消し)

第9条 市長は、この告示に反して使用していると認めるときは、許可の取消し及び使用の中止等必要な措置を行うことができる。

- 2 前項の許可の取消しは、新見市マスコットキャラクター使用取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 使用者は、許可を取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、製造した一切の物品等の販売を停止、又は廃棄処分しなければならない。

(賠償責任)

第10条 市は、前条の規定により許可を取り消したことにより、許可を取り消された者に損害が生じた場合、その損害賠償、責めを一切負わない。

2 使用者は、前条の規定により許可を取り消したことにより、新見市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、その費用を負担しなければならない。

(事故、苦情等の処理)

第11条 キャラクターの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

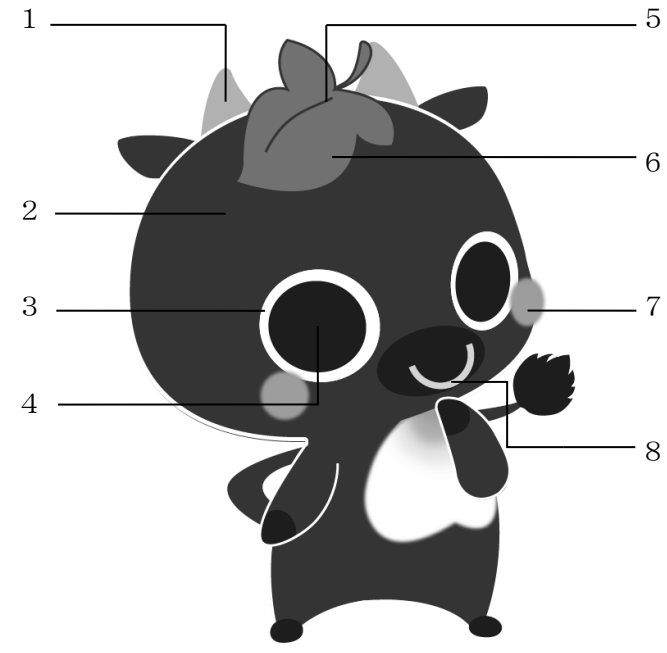
(許可期間終了後の処理)

第12条 許可期間が終了した場合の在庫物品等については、変更申請書は不要とし、在庫がなくなるまで引き続き使用することができるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表（第2条関係）

名称	項目	内容																
にーみん	基本 デザイン																	
	色指定	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 920 603 969">1</td> <td data-bbox="603 920 1442 969">D I C 4 6 9 (C 1 7 M 3 9 Y 3 6 K 0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 969 603 1019">2</td> <td data-bbox="603 969 1442 1019">D I C 2 5 6 (C 9 0 M 9 0 Y 1 7 K 0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1019 603 1068">3</td> <td data-bbox="603 1019 1442 1068">D I C な し (C 0 M 0 Y 0 K 0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1068 603 1117">4</td> <td data-bbox="603 1068 1442 1117">D I C な し (C 0 M 0 Y 0 K 1 0 0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1117 603 1167">5</td> <td data-bbox="603 1117 1442 1167">D I C 3 7 9 (C 1 0 0 M 7 8 Y 9 7 K 0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1167 603 1216">6</td> <td data-bbox="603 1167 1442 1216">D I C 3 6 7 (C 6 2 M 2 0 Y 8 3 K 0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1216 603 1265">7</td> <td data-bbox="603 1216 1442 1265">D I C 5 1 (C 0 M 7 2 Y 4 8 K 0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1265 603 1310">8</td> <td data-bbox="603 1265 1442 1310">D I C 1 2 5 (C 0 M 1 4 Y 1 0 0 K 0)</td> </tr> </tbody> </table>	1	D I C 4 6 9 (C 1 7 M 3 9 Y 3 6 K 0)	2	D I C 2 5 6 (C 9 0 M 9 0 Y 1 7 K 0)	3	D I C な し (C 0 M 0 Y 0 K 0)	4	D I C な し (C 0 M 0 Y 0 K 1 0 0)	5	D I C 3 7 9 (C 1 0 0 M 7 8 Y 9 7 K 0)	6	D I C 3 6 7 (C 6 2 M 2 0 Y 8 3 K 0)	7	D I C 5 1 (C 0 M 7 2 Y 4 8 K 0)	8	D I C 1 2 5 (C 0 M 1 4 Y 1 0 0 K 0)
1	D I C 4 6 9 (C 1 7 M 3 9 Y 3 6 K 0)																	
2	D I C 2 5 6 (C 9 0 M 9 0 Y 1 7 K 0)																	
3	D I C な し (C 0 M 0 Y 0 K 0)																	
4	D I C な し (C 0 M 0 Y 0 K 1 0 0)																	
5	D I C 3 7 9 (C 1 0 0 M 7 8 Y 9 7 K 0)																	
6	D I C 3 6 7 (C 6 2 M 2 0 Y 8 3 K 0)																	
7	D I C 5 1 (C 0 M 7 2 Y 4 8 K 0)																	
8	D I C 1 2 5 (C 0 M 1 4 Y 1 0 0 K 0)																	